

8-3-6 文化財

(1) 調査

1) 調査項目等

調査項目	調査の手法及び調査地域等
<ul style="list-style-type: none"> 法令等で指定、登録されている文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物等）の状況 国等で周知されている埋蔵文化財包蔵地の分布状況 	文献調査：文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。 調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。 調査期間：最新の情報を入手可能な時期とした。

2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を、表 8-3-6-1 及び表 8-3-6-2 に示す。

調査地域内に、指定等文化財は国指定 10 件、県指定 1 件、市指定 2 件、国登録 8 件の全 21 件、埋蔵文化財包蔵地は 25 箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

No.	市町村名	種別	区分	名称	所在地	指定年月日
01	春日井市	史跡	市指定	高御堂古墳	堀ノ内町 5 丁目 11-1	昭和 26 年 3 月 31 日
02	名古屋市	建造物	国指定	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎	東区白壁 1-3	昭和 59 年 5 月 21 日
03		天然記念物	市指定	オガタマノキ		昭和 48 年 10 月 15 日
04		建造物	国指定	名古屋城西南隅櫓	中区本丸 1 番(名古屋城内)	昭和 5 年 12 月 11 日
05				名古屋城東南隅櫓		
06				名古屋城西北隅櫓		
07				名古屋城表二の門		
08				名古屋城二之丸大手二之門		
09				名古屋城旧二之丸東二之門		昭和 50 年 6 月 23 日
10		史跡		特別史跡名古屋城跡	中区本丸 1 番(名古屋城内)	昭和 7 年 12 月 12 日 (昭和 27 年 3 月 29 日特史)
11		名勝		名古屋城二之丸庭園	中区二の丸 2(名古屋城内)	昭和 28 年 3 月 31 日
12		天然記念物		名古屋城のカヤ	中区本丸 1 番(名古屋城内)	昭和 7 年 7 月 25 日
13		建造物	県指定	東照宮社殿	中区丸の内 2-3-37	昭和 35 年 6 月 2 日
14			国登録	乃木倉庫	中区本丸 1(名古屋城内)	平成 9 年 6 月 12 日
15				愛知県庁本庁舎	中区三の丸 3 丁目 1-2	平成 10 年 7 月 23 日
16				名古屋市役所本庁舎	中区三の丸 3 丁目 1-1	
17				料亭河文主屋	中区丸の内 2-12-19	平成 17 年 2 月 9 日
18				料亭河文表門、塀及び脇門		
19				料亭河文新用亭及び渡廊下		
20				料亭河文用々亭		
21				料亭河文厨房		

資料：「市内の文化財」（平成 25 年 6 月現在、春日井市ホームページ）

「指定文化財等目録一覧」（平成 25 年 6 月現在、名古屋市ホームページ）

表 8-3-6-2 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
01	春日井市	欠之下古墳	古墳	古墳	西尾町
02		西尾第2号窯	近現代	窯業遺跡	西尾町
03		西尾第1号窯	近世・近現代	窯業遺跡	西尾町
04		上野町遺跡	平安・中世	遺物散布地	上野町
05		猪ノ洞古墳	古墳	古墳	東新明町
06		稚児社遺跡		古墳・その他の墓	東新明町
07		東神明遺跡	古墳	祭祀遺跡	東新明町
08		富士社古墳	古墳	古墳	東新明町
09		篠木第3号墳	古墳	古墳	穴橋町
10		篠木第9号墳	古墳	古墳	穴橋町
11		御鍋山古墳	古墳	古墳	熊野町
12		堀ノ内木路遺跡	中世	遺物散布地	堀ノ内町
13		堀ノ内第1号墳	古墳	古墳	堀ノ内町
14		堀ノ内第2号墳	古墳	古墳	堀ノ内町
15		堀ノ内表遺跡	弥生・古墳・中世/ 中世・弥生	集落跡/その他の墓	堀ノ内町
16		神領屋敷田遺跡	弥生・古墳・奈良・ 平安・中世	集落跡	神領町
17		高御堂古墳	古墳	古墳	堀ノ内町
18		兜塚古墳	古墳	古墳	勝川町
19	名古屋市	七夕町遺跡	弥生	散布地	北区金城
20		城北新町遺跡	弥生から古墳	散布地	北区名城
21		名古屋城跡	江戸	城跡	中区本丸
22		名古屋城天守閣貝塚	縄文から平安	貝塚	中区本丸
23		西二葉町遺跡	古墳・中世	散布地	東区白壁
24		那古野城跡	戦国	城跡	中区二の丸
25		名古屋城三の丸遺跡	江戸	城館跡	中区三の丸

資料：「春日井市遺跡分布図」（平成13年度、春日井市教育委員会）

「名古屋市遺跡分布図（北区）」（平成2年9月、名古屋市教育委員会）

「名古屋市遺跡分布図（中区）」（平成18年9月現在、名古屋市教育委員会）

「名古屋市遺跡分布図（東区）」（平成2年9月、名古屋市教育委員会）

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（トンネル、駅、変電施設、保守基地）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響	<p>予測手法：鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失・改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域の内、非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設及び保守基地を対象に鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>予測地点：鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変区域内に文化財が存在する地点とした。</p> <p>予測時期：鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の完成時とした。</p>

イ) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の文化財を表 8-3-6-3 に示す。指定等文化財は、回避する計画としている為、指定等文化財への影響はないと予測する。

埋蔵文化財は、3 箇所の埋蔵文化財包蔵地周辺において鉄道施設を設置することから、それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法などの関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

なお、対象事業実施区域周辺の文化財保護法に基づく名勝「名古屋城二之丸庭園」については計画路線から 200m 以上、工事用車両が運行する道路から 250m 以上離れており、また天然記念物「名古屋城のカヤ」については計画路線から 450m 以上、工事用車両が運行する道路から 300m 以上離れており、影響はないと考えられる。

表 8-3-6-3 埋蔵文化財包蔵地

No.	市町村名	遺跡名称	所在地	対象施設	改変の程度
01	春日井市	欠之下古墳	西尾町	非常口（山岳部）	一部改変
11		御鍋山古墳	熊野町	非常口（都市部）	一部改変
25	名古屋市	名古屋城三の丸遺跡	中区三の丸	非常口（都市部）	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-3-6-4 に示す。

表 8-3-6-4 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」庁保記第75号(平成10年9月29日 文化庁次長通知)）	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出（「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号））及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いには関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響が小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・ 鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、地下駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響	・ 回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-6-4 に示した環境保全措置を確実に実行することから鉄道施設の存在について、文化財に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。